

## ○笠間市土地寄附受入れに関するガイドライン

令和3年7月12日

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、笠間市財務規則に定めるもののほか、本市における適正な土地の寄附を受入れるため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「申請者」とは、市へ土地の寄附を行おうとする者をいう。
- (2)「所管課」とは、寄附受入れ事務を行う担当課をいう。

### (寄附受入れの要件)

第3条 寄附受入れに関する要件については、別表1に規定する寄附受入れ要件を全て満たし、関係法令等に違反していないこととする。ただし、所管課で寄附受入れに関する規則等がある場合は、その規則等によることとする。

- 2 市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

### (事前協議等)

第4条 申請者は、寄附相談票(様式第1号)を作成し、資産経営課に提出することとする。

- 2 寄附受入れが適正な場合、申請者は、次条に規定する資料を事前協議書(様式第2号)に添付して、資産経営課長に提出することとする。
- 3 資産経営課長は、事前協議書により関係各課及び企画政策課と寄附の事項を協議し、その後、総務部長へ報告する。
- 4 総務部長は、寄附の受入れ方針を決定する。また、寄附受入れが適正な場合は、所管課を決定し、併せて申請者に事前協議完了通知書(様式第3号)を通知する。
- 5 道路に関する寄附については、このガイドラインから除くものとし、道路管理の所管課で定める規則等によることとする。
- 6 開発行為に関する寄附については、このガイドラインから除くものとし、開発指導要綱等によることとする。

### (事前協議資料)

第5条 前条の事前協議において、提出する資料は次の各号とする。

- (1)位置図
- (2)不動産登記法第14条に規定する地図(公図)の写し
- (3)全部事項証明書(土地登記簿謄本)

(4)住民票

(5)現況写真（全景2枚以上・全ての境界位置（杭等））

(6)共同名義による同意書（様式第4号）※複数の権利者がいる場合のみ

(7)境界承諾書（様式第5号）

（申請方法）

第6条 申請者は、事前協議完了通知書を受理した後、笠間市財務規則第210条第2項の規定により寄附申込書（様式第115号）に、完了通知書の写しを添付し、所管課へ申請することとする。

（寄附受入れの決定）

第7条 所管課長は、笠間市事務決裁規定第3条の規定により寄附申込書の事項を市長に報告（市長決裁）し、市長が土地の寄附受入れを決定する。

（寄附受入れ等の通知）

第8条 寄附を受入れることが決定したときは、笠間市財務規則第210条第3項による寄附受入書（様式第116号）により申請者へ通知するものとする。

（費用負担）

第9条 寄附受入れに要する費用については、申請者が負担とするものとする。

（寄附受入れの報告）

第10条 所管課は、寄附を受入れることを決定したときは、笠間市財務規則第210条第3項による寄附受入書の写しをもって、資産経営課長に報告しなければならない。

（補則）

第11条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは、公布の日から施行する。

別表 1

寄附受入れ要件		要件の詳細	具体例等
要件 1	維持管理経費等が著しく市の財政的な負担とならないこと	(1)土地利用に際して、多額の維持管理費用や補修工事等の必要がないこと	(1) 土壌汚染等のおそれがない。 (1) 土留擁壁等の法面補強が必要ない。 (1) 木の伐採や除草作業等に多額の費用を要しない。 (1) 建築物や工作物がある場合は、現状で使用できるものとする。
要件 2	係争の原因となるおそれがないこと	(1)申請地で、境界およびその他の権利について係争のおそれがないこと (2)所有権以外の権利が登記されていないこと (3)申請地の権利者が明確になっており、権利者全員から承諾が得られること (4)申請者及び土地の権利者は、市税の滞納がないこと (5)申請者及び土地の権利者は、反社会的勢力に属していないこと	(1)境界が確定している。 (1)境界が現地で確認できる。 (1)隣接地の全ての権利者から書面による同意が得られる。 (1)隣接地と係争等がない。 (2)抵当権・地上権・差押等の解除の見込みがある場合は可とする。 (3)相続登記の完了が見込まれ、権利者が明確になる場合は可とする。 (3)申請地の全ての権利者から書面による承諾が得られる見込みがある場合は可とする。 (4)固定資産税等の滞納を完納する見込みがある場合は可とする。 (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号若しくは同条第6号に規定する者ではない。
要件 3	土地利用の制限がないこと	(1)一筆の土地の一部でないこと (2)不正形地が平場面積の3割を超えないこと (3)申請地に私的な地下埋設物がないこと (4)一筆もしくは寄附面積が、200㎡以上であること (5)申請地に幅員4m以上の道路が2m以上接道していること	(1)一筆の半分や一部分でない。 (2)不正形とは法面や三角地等をいう。 (3)私的な上下水道管やガス管等が埋設していない。 (4)良好な空間を有する必要があるため茨城県が定める開発行為の最低敷地面積200㎡を準用する。 (5)道路とは建築基準法で定めているものとする。 (5)道路は私道を含まない。

資産経営課  
受付印  
受付日  
/ /

年 月 日

様式第1号(第4条関係)

あて先 笠間市長

### 寄附相談票

住所

申請者 氏名

TEL

笠間市土地寄附受入れに関するガイドライン第4条第1項の規定により、次の事項について相談します。

1. 所在等 笠間市 地目: \_\_\_\_\_ 面積: \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
2. 所有者 \_\_\_\_\_  
3. 目的 \_\_\_\_\_  
4. 要件確認 寄附申請地は、次の要件を満たすこと。満たしている場合は、□にレ点を記入をすること

- ①1-(1) 土壌汚染等のおそれがない  
 ②1-(1) 土留擁壁等の法面補強が必要ない  
 ③1-(1) 木の伐採や除草作業等に多額の費用を要しない  
 ④1-(1) 建築物や工作物がある場合は使用可能なものである  
 ⑤2-(1) 境界が確定している  
 ⑥2-(1) 境界を杭等で現地確認できる  
 ⑦2-(1) 隣接地の全ての権利者から書面による同意が得られる  
 ⑧2-(1) 隣接地と係争等がない  
 ⑨2-(2) 所有権以外の権利(抵当権・地上権・差押等)が登記されていない  
 ⑩2-(3) 申請地の権利者が明確である  
 ⑪2-(3) 申請地の全ての権利者から書面にて承諾が得られる  
 ⑫2-(4) 申請者及び土地の権利者は市税の滞納がない  
 ⑬2-(5) 申請者及び土地の権利者は反社会的勢力に属していない  
 ⑭3-(1) 一筆の全てであり、半分や一部分でない  
 ⑮3-(2) 不正形地(法面・三角地等)が、平場面積の3割を超えていない  
 ⑯3-(3) 私的な財産(上下水道管やガス管等)が埋設していない  
 ⑰3-(4) 一筆もしくは寄附面積が200 m<sup>2</sup>以上である  
 ⑱3-(5) 幅員4m以上の建築基準法の道路(私道は除く)に2m以上接道している

※上記の申請者は、自筆による記載に限る。

※以下は、市が記入します。

相談に対する回答は、下記のとおりです。

回答日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

- 要件が満たしているため、事前協議を行ってください  
 要件が不適であるため、辞退します

資産経営課  
受付印  
受付日  
/ /

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

あて先 笠間市長

## 事前協議書

住所

申請者 氏名

TEL

笠間市土地寄附受入れに関するガイドライン第4条第1項の規定により、次の事項について資料を添付して協議します。

1. 所在等 2. 所有者 3. 目的 4. 要件確認 5. 添付資料
- 右事項は寄附相談票のとおり

書類・図面	添付有無 ※申請者が記入 ※添付がある場合は“○”を記入すること	審査 ※市が記入 ※審査の欄は空欄で提出すること		備考
		指摘・確認	提出・修正月日	
寄附相談票の写し (様式第1号)				寄附相談票の“4. 要件確認”を再確認
位置図				任意様式
公図				法務局より 写し可
全部事項証明書 (土地登記簿謄本)				法務局より 写し可
住民票				市民課より 原本
現況写真 (全景・境界位置(杭等))				全景2枚以上 全ての境界位置
共同名義による同意書 (様式第4号)				権利者が複数いる 場合のみ 原本
境界承諾書 (様式第5号)				原本

※ 上記の申請者は、自筆による記載に限る。

事前協議完了日： 年 月 日

様式第3号(第4条関係)

笠 資 第 号  
年 月 日

様

総 務 部 長

## 事前協議完了通知書

土地の寄附に係る協議書を別添資料とともに審査した結果、異議がないため、下記土地の寄附にかかる事前協議が完了したことを通知します。

1. 所 在 等 笠間市 地目: \_\_\_\_\_ 面積: \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

2. 所 管 課 \_\_\_\_\_ 課

### 3. お 知 ら せ

土地の寄附申請には、寄附申込書(様式第115号)に当通知書の写しを添付し、所管課へ寄附申請してください。

あて先 笠間市長

## 共同名義による同意書

住所  
申請者 氏名  
TEL

申請者が行う寄附行為に、異議なく同意いたします。

1. 所在等 笠間市 地目: \_\_\_\_\_ 面積: \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

2. 寄附申請地の権利者（申請者を除く）

権利者住所	権利者氏名	印	権利割合	申請者との関係

- ※1 寄附申請地において、権利者が複数人いる場合は、本同意書を作成すること。
- ※2 すべての権利者から同意を得ること。
- ※3 上記の申請者氏名は、自筆による記載に限る。

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

あて先 笠間市長

## 境界承諾書

住所  
申請者 氏名  
TEL

寄附申請地と下記の隣接する土地との境界は、異議なく承諾いたします。

1. 所在等 笠間市 地目: \_\_\_\_\_ 面積: \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

2. 隣接する土地の所有者

隣接地番	所有者住所	所有者氏名	印	権利割合
笠間市				

※1 隣接地において、権利者が複数人いる場合は、すべての権利者から承諾を得ること。

※2 上記の申請者氏名は、自筆による記載に限る。



様式第 115 号

寄 附 申 込 書

あて先 笠間市長		年 月 日
申込人 住所		都道府県 市郡 町村 地 番
		氏 名 _____
寄附の目的		
-----		
-----		
寄附しようとする財産	所在地名及び地番	
	市郡	町村 番地
土地の種目	建物の種類	構造
数 量	見積単価	時価見積額

添付書類

- (1) 登記簿謄本又は登録済証
- (2) 関係図面

様式第 116 号

笠 第 号  
年 月 日

○ ○ 様

笠間市長



寄 附 受 入 書

年 月 日付け寄附申込みのありました下記財産につきましては、これを受け入れます。

記

- (1) 所在地名及び地番
- (2) 土地の地目又は建物等の書類，構造
- (3) 数 量

○笠間市土地の寄附受入れに関するガイドラインの事務フロー図

